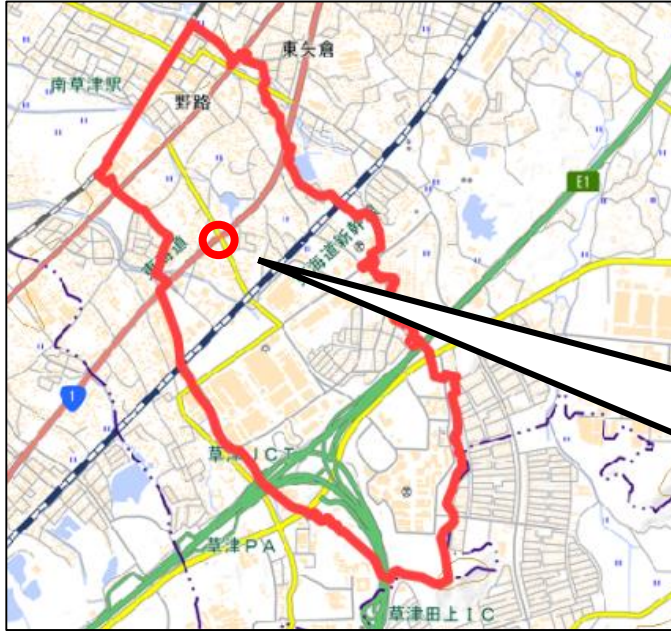


自転車指導啓発重点地区【草津警察署】

令和7年4月



【重点地区】玉川地区

★選定理由

学校、工場などが集中し、自転車の通行量が非常に多く、比例して、自転車事故も多いことから、自転車利用マナーの向上が求められている地区である。

自転車事故多発交差点

野路中央交差点



京滋バイパスを横断する自転車と右左折する車両との事故が多発。

【重点地区】草津駅周辺

★選定理由

駅や商業施設が点在し、自転車利用者が非常に多く、携帯電話やイヤホン使用、右側通行する自転車も多い。

注意

草津駅前の商店街通り沿い 交通量多し!!

自動車、自転車、歩行者が非常に多く行き交う。

自転車は、左側通行を守るとともに、周囲の歩行者の動きにも注意しましょう。

自転車関連事故

		草津警察署管内 重点地区	
		玉川地区	草津駅周辺
令和6年中	151	13	43
過去5年間	666	63	205

交通ルールを守る！
安全確認を確実に！
ヘルメットを着用！
夜間はライト点灯！

■ 自転車を安全に利用するために ■

① 歩道は歩行者が優先

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りを走行し、歩行者の進路を妨げない、歩行者を立ち止まらせない、避けなくてはならない状況をつくらないを徹底しましょう。歩行者を見かけたら一時停止か最減速しましょう。

② ながら運転の禁止

自転車に乗りながらの携帯電話使用は「ながら運転」となり、道路交通法の罰則が適用されます。ながら運転は絶対に禁止です。

③ 「止まれ」では、必ず一時停止して安全確認

自転車も車の仲間。「止まれ」の標識がある交差点や見通しの悪い場所では、必ず一時停止して、確実に安全確認を行いましょう。

